

福島県サプライチェーンマネジメント推進フォーラム規約

(名称)

第1条 名称は福島県サプライチェーンマネジメント推進フォーラム（以下「フォーラム」という）とする。

(事務局)

第2条 フォーラムの活動を遂行するため、事務局は福島県木材協同組合連合会内（福島市中町5番18号）に置く。

(目的)

第3条 川上から川下までの流通の各段階における、事業者の連携による効率的なサプライチェーンを構築するため、構築に意欲のある事業者によるフォーラムを設置し、マッチングの推進や需給情報の共有等を図ることにより、木材産業の生産流通や構造改革に資することを目的とする。

(活動)

第4条 フォーラムの事務局は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) フォーラムに参加する事業者（以下「会員」という）の募集・登録
- (2) 会員によるマッチング等に向けた情報交換会の開催
- (3) 会員による木材流通の効率化を図るための具体的な構想・計画の作成
- (4) 木材SCM支援システムの活用や、会員への操作方法等の指導
- (5) 各段階の事業者等を熟知したコーディネーターを配置し、会員間のマッチング等の実施
- (6) その他、フォーラムの目的を達成するために必要な活動

(構成)

第5条 フォーラムは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 素材生産業者
- (2) 森林組合
- (3) 木材製材・加工業者
- (4) 工務店、住宅メーカー、設計・建築士等
- (5) その他フォーラムで会員と認めることが適当と判断した者

(オブザーバー)

第6条 会員以外で会長が認める者はオブザーバーとしてフォーラムに参加できるものとする。

(役員)

第7条 フォーラムには会長1名、事務局長1名を置き、任期は1年とし再選は妨げない。

2, 前項の役員は、各年度の第1回フォーラムにおいて選任する。

(部会の設置)

第8条 フォーラムには必要に応じて部会を設置することができる。

(運営経費)

第9条 フォーラムの運営経費は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 助成金
- (2) その他

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、フォーラムの運営に関し必要な事項は協議して定めるものとする。

附則

この規約は、令和2年11月13日から施行する。